

知的財産侵害物品に対する輸出差止申立て受理前公表一覧

令和3年12月7日

知的財産種別	知的財産の内容 (権利の登録番号)	侵害すると認める物品の品名	差止申立人(法人番号)	申立先税関及び連絡先	公表日	意見を述べることができる期間
			申立人連絡先(電話番号)			
特許権	多色固形粉末化粧料の製造方法の特許発明 (特許第5891469号 請求項1)	フェイスパウダー ①エレガンス ラブドール オートニュアンス ②GUICAMI 极致欢颜蜜粉餅	株式会社アルビオン(9010001036141)	東京税関業務部知的財産調査官 (03-3599-6369)	令和3年12月7日	令和3年12月20日まで
			特許業務法人HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK 東京本部 (03-3433-5810)			

- ・税関では、利害関係者からの意見を聞いた上で輸出差止申立ての審査を行い、受理・不受理を判断しています。
- ・受理となった場合には当該輸出差止申立てに基づく取締りが開始されることになります。
- ・上記差止申立てについて利害関係を有する者は、意見を述べる期間内において、申立先税関に対し意見を述べることで、利害関係を有する者とは、例えば、次の者をいいます。
 - ①差止対象物品の輸出者(輸出する予定があると認められる潜在的輸出者を含む。)
 - ②差止対象物品の国内における輸出者以外の取扱事業者
 - ③海外における差止対象物品(当該物品の部分品が侵害と認められる場合における当該部分品を含む。)の荷受人
- ・意見を述べるにあたっては、氏名又は名称及び住所、上記申立てに関する利害関係の内容並びに意見を書面により提出して下さい。